

令和5年3月  
水産庁

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

第1 今回の変更事項

変更事項1：「別紙2－4 さんま」における北太平洋さんま漁業での漁獲割当てによる管理の導入等について

変更事項2：「別紙2－12 するめいか」における大臣許可いか釣り漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の改正

変更事項3：「別紙2－16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に係る資源再建計画（別紙4－4）の策定

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第2 各変更項目の概要

変更事項の概要は別紙1及び2のとおり。

第3 今後のスケジュール

3月25日から4月23日まで：パブリックコメントの実施

4月中旬：水産政策審議会に諮問

令和5年5月中：官報掲載（官報掲載日での同時施行）

(別紙1)「別紙2-4 さんま」における北太平洋さんま漁業での漁獲割当てによる管理の導入等について【変更事項1】

## 1 さんま北太平洋さんま漁業の管理の現状

(1) 資源管理基本方針の「別紙2-4 さんま」(以下「別紙2-4」という。)では、大臣管理区分の1つとして「さんま北太平洋さんま漁業」を定めている。

(2) 当該大臣管理区分に関する事項は、

① 水域

北太平洋さんま漁業(許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。)の許可に係る操業区域

② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

③ 漁獲可能期間

周年

である。

(3) 当該大臣管理区分において、管理の手法は漁獲量の総量の管理となっている。

(4) なお、令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日まで)については、当該大臣管理区分に係る漁業者が所属する漁業団体により、令和4管理年度中に、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる自主的な数量管理の取組が行われた。

## 2 変更の趣旨

(1) 漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく新たな資源管理における漁獲量の管理は、同法第8条第3項の規定により、船舶等ごとに水産資源の採捕をすることができ数量を割り当てること(漁獲割当てによる管理(以下「I Q管理」という。))により行うことが基本とされており、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までにI Q管理を開始することとなっている(資源管理基本方針本則第6)。

(2) このことを受け、現在漁獲量の総量の管理を行っている「さんま北太平洋さんま漁業」の大臣管理区分について、令和5管理年度(令和5年1月1日から12月末日まで)以降、1月1日から7月末日までの期間は従前どおり漁獲量の総量の管理とする一方で、8月1日から12月末日までの期間はI Q管理とする。

(3) 上記の変更に伴い、「さんま北太平洋さんま漁業」の大臣管理区分に代わり、「さんま北太平洋さんま漁業(漁獲量の総量の管理を行う区分)」と、「さんま北太平洋さんま漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)」の大臣管理区分を新たに設定することとする。

### 【現行の大臣管理区分】

1月1日 —————▶ 12月末日

漁獲量の総量による管理区分

### 【令和5管理年度以降の大臣管理区分（案）】

1月1日 —————▶ 7月末日 8月1日 —————▶ 12月末日

漁獲量の総量による管理区分

I Q管理区分

（注）都道府県知事管理区分については変更なし。

### 3 具体的な変更の内容

（1）現行の「さんま北太平洋さんま漁業」の大臣管理区分の名称を「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）」に変更し、（1）当該大臣管理区分に関する事項のうち、「③ 漁獲可能期間」を「周年」から「1月1日から7月末日まで」に変更する。その他の項目は従前のおりとする。

（2）毎年8月1日から同年12月末日まではI Q管理を行うため、「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」の大臣管理区分を新設する。当該管理区分の概要は以下のとおりとする。

（i）当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。）の許可に係る操業区域

#### ② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

#### ③ 漁獲可能期間

8月1日から12月末日まで

（ii）漁獲量の管理の手法等

漁獲量の割当てによる管理を行うこととし、管理の手法等は以下のとおりとする。

#### ① 漁獲割当て割合の申請期限

漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の6月15日

#### ② 漁獲割当て割合を設定する日

漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の7月15日まで

#### ③ 漁獲割当て割合の有効期間

一管理年度の期間

#### ④ 漁獲割当て割合の設定基準

ア 申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合を設定するものとする。

イ 申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、次

の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。

（ア） 次の(a)及び(b)を合計した割合（小数点第9位以下を切り捨て）

(a) 30%を申請のあった船舶の数（0%で申請した船舶は除く。）で割った割合

(b) 70%を各船舶（0%で申請した船舶は除く。）の漁獲実績（漁獲割当割合の設定を行おうとする前年の12月末日までの5年間のうち、各年の8月1日から12月末日までの期間の漁獲量の合計値(注)）に応じて按分した割合

（注）令和5管理年度の漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和4年のうち、各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値（上記2.（イ）①の水域において漁獲されたものに限る。）

（イ） 申請した漁獲割当割合

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

北太平洋さんま漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の7月15日まで（3（5）で規定する追加配分を除く。）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

（3）上記の管理区分の変更に伴い、都道府県及び大臣管理区分への漁獲可能量の配分基準を以下のとおり変更する。

#### 【現行】

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

#### 【変更後】

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数

量を用いて、都道府県と大臣管理区分に対して配分量を算出する。

- ② 大臣管理区分については、過去の漁獲実績（注１）を考慮して、「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量による管理区分）」と「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」に対して１：９の比率を用いて比例配分する。（注２）

（注１）「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量による管理区分）」については、各年の１月１日から７月末日までの北太平洋さんま漁業によるさんまの漁獲量の合計値を漁獲実績とする。「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」については、各年の８月１日から１２月末日までの北太平洋さんま漁業によるさんまの漁獲量の合計値を当該大臣管理区分の漁獲実績とする。

（注２）「さんまその他大臣許可漁業」については、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第 85 条の規定により、北太平洋さんま漁業を除き、北緯 34 度 54 分 6 秒の線以北、東経 139 度 53 分 18 秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数 10 トン以上の動力船によりさんまをとることを目的とする漁業を営むことが禁止されており、当該基準期間における操業実績はないため配分を行わない。

- （４）国の留保から I Q 管理を行う管理区分への配分として、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、次の規定を新設する。

① 当初の配分において、国の留保のうち大臣管理区分の配分量の比率等を用いて算出した数量を「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」に上乗せして配分することとする。

② 国の留保からの大臣管理区分への追加の配分は行わないこととする。

なお、既に「別紙 2-6 まいわし太平洋系群」、「別紙 2-12 するめいか」及び「別紙 2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」において同様の規定を置いている。

- （５）「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量による管理区分）」において、漁獲可能期間（１月１日から７月末日まで）の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、当該数量を速やかに「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする。

(別紙2)「別紙2-12 するめいか」における大臣許可いか釣り漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の改正【変更事項2】

### 1 大臣許可いか釣り漁業の現状

「別紙2-12 するめいか」のうち、「大臣許可いか釣り漁業」の大臣管理区分においては、令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月末日）より、漁獲割当てによる管理を行うこととしている。

### 2 変更の趣旨

- (1) 同管理区分における漁獲量の管理の手法等のうち、漁獲割当割合の設定基準を第5の3の(2)④に定めている。当該設定基準は、申請のあった漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合と100パーセントを超える場合についてそれぞれ定めている。
- (2) 後者の場合については、申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下同じ。）におけるするめいかの漁獲量に応じて按分して得た割合等を基礎として設定するものとしている。
- (3) 当該設定の際の漁獲量の考え方については、第5の3の(2)④エに規定されており、今回、同規定内容を明確化するための改正を行う。

### 3 具体的な変更の内容

第5の3の(2)④エで定める、申請に係る船舶のするめいかの漁獲量に関する規定において、漁業法（昭和24年法律第267号）第45条第2号又は第3号の規定による起業の認可を受けた期間中に収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的とした試験操業（以下「試験操業」という。）を行うことについて農林水産大臣の許可を受けて操業した際の漁獲量の取扱いを、以下のとおりとする。

- (1) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可いか釣り漁業の許可を受けたものである場合には、以下①に②を加算した数量を当該船の漁獲量とみなす。
  - ① 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の漁獲量と当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有していた船舶の基準期間の漁獲量の合計値
  - ② 当該船舶により、当該起業の認可の期間中に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該試験操業の期間の漁獲量
- (2) 当該船舶により試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合には、以下①と②の合計値を当該船の漁獲量とみなす。

- ① 当該試験操業の開始日以降の当該船舶の漁獲量
- ② 当該試験操業を行うにあたり受けた法第 45 条第 2 号又は第 3 号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可を受ける際に見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間における漁獲量

(別紙3)「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に係る資源再建計画(別紙4-4)の策定【変更事項3】

### 1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源の現状

「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に基づく管理の対象となるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のうちごまさば東シナ海系群については、令和3管理年度に行われた資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した。

### 2 変更事項の趣旨

(1) 資源管理基本方針の本則第2の3により、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源について、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画(以下「資源再建計画」という。)を定めることとされており、今回、ごまさば東シナ海系群について資源再建計画を新たに策定する。

### 3 具体的な変更の内容

以下の(1)から(5)までを概要とする資源再建計画を、別紙4-4として新たに策定する。

(1) 対象となる特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群(ごまさば東シナ海系群に限る。)

(2) 資源再建計画の期間

令和5管理年度(2023管理年度)から令和14管理年度(2032管理年度)まで  
(「管理年度」は、別紙2-16の第2に定める期間をいう。)

(3) 資源再建計画において講ずる措置

別紙2-16に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙2-16の第4の3に従って漁獲可能量を定める。

(4) 資源再建計画の検証の方法

① 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に係る本則第8の1の資源管理方針に関する検討会又はTAC設定に関する意見交換会(漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。))において、最新の資源評価に基づき行うこととする。

② 検証の結果、必要と認められる場合には、上述の議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

(5) その他

① 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建

計画は終了する。

- ② 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準を下回っていることが判明した場合には、別紙 2－16 の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。